

介護新聞 2010 年 8 月 5 日

<介護職員のたん吸引等試行 10 月めどにスタート>

**厚生省、検討会に事業案**

**これまでと同様行為で実施**

厚生労働省は 7 月 29 日、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を開き、10 月めどにスタートする試行事業案などを示した。これまで許容されてきた、たん吸引と経管栄養の一部を対象に実施する。

(7 面に関連資料)

実施できるのは吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部。口腔内は咽頭の手前まで)と、経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻。胃ろう、腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態確認は看護職員)とし、大島伸一座長(国立長寿医療研究センター総長)は「将来的な対象行為の範囲拡大の道を閉ざすものではないという点が大事」と指摘。

これらの行為は一定の研修を修了した介護職員、特別支援学校教員が担い、対象施設・事業所は特養、老健、グループホーム、有料老人ホーム、障害児・者支援施設(医療機関除く)、医療職と介護職が連携・協働できる訪問介護、訪問看護各事業所。研修実施団体を公募して試行事業をスタート。指導者講習や基本研修、実地研修を経て、23 年 3 月から具体的なケアを行う。

障害者団体メンバーから試行事業のハードルの高さを指摘する意見が出たが、介護職員が安心して安全に実施できる能力確保を求める声は強く、基本的に同省案で進められる。